

J-PARC ハドロンホールユーザー会 細則

第1章：選挙

第1条（目的）

この選挙細則は、2007年3月25日に設立されたJ-PARC ハドロンホールユーザー会（以下HUA）の幹事を選挙するために定める。

第2条（選挙管理委員会）

HUA に選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会は幹事からなるものとし、次年度の幹事に関する選挙事務を執り行う。HUA 会長は、必要に応じて選挙管理委員会に委員を加えることができる。

第3条（選挙権および被選挙権）

選挙管理委員会が定める日現在の会員名簿に掲載されている会員が、次年度（4月1日から翌々年3月31日まで）の幹事に関する選挙権および被選挙権を持つものとする。

第4条（推薦）

HUA 会員から幹事候補者の推薦を受け付ける。選挙管理委員会はHUA 会員に期日を設けて幹事候補者の推薦を呼びかけ、推薦された幹事候補者を会員に周知する。

第5条（投票）

投票に際しては、選挙管理委員会から配布された投票用紙を用いることとし、投票用紙に候補者の氏名を記入するものとする。氏名の一部のみが記された投票、あるいは、氏名の一部または全部が会員名簿に記された氏名と異なる場合、その他投票に関して疑義がある場合には、選挙管理委員会が合理的に判断して、その投票の有効性を判断することとする。

第6条（連記投票）

投票に際しては、3名まで連記して投票することができる。ただし、3名に満たない候補者名のみを記した投票も認める。連記して投票された候補者のうち一部のみについて選挙管理委員会によって有効な投票ではないと判断されるときには、連記して投票された候補者のうちその候補者についてのみ投票を無効とし、それ以外の疑義のない候補者については有効な投票として扱う。

第7条（投票用紙の送付方法）

HUA 会員は、候補者の氏名を記入した投票用紙を小封筒（これには氏名・所属は未記入）に入れ、さらに各自適当な封筒に入れ、それに投票者の所属・氏名を記入する。この署名がない場合には、記入されたすべての候補者について投票を無効とする。HUA 会員は、このように措置した投票用紙を、選挙管理委員会宛送付する。

第8条（投票期限）

投票の期限は選挙管理委員会が定める。この期限までに選挙管理委員会に届いたものを開票の対象とする。

第9条（開票）

選挙管理委員会は、投票期限後速やかに投票を開票する。

第10条（電子的方法）

投票が電子的方法において行われる場合にあっても、基本的な考え方が本細則に定められた投票方法等に従ったものであれば、それを認める。

第11条（当選者の認定および告知）

選挙管理委員会は、開票の結果得票数の上位から5名を当選者と認定する。ただし、獲得得票数が同数の場合には同数のものをすべて同位とし、上位から順に当選者を認定し、当選者数が5名以上となる順位の者までを当選者と認定する。選挙管理委員会は、認定した当選者および次点者を、HUA 会員に告知する。

第12条（辞退）

選挙管理委員会によって告知された当選者が、やむをえない事情により幹事への就任を辞退したいときには、速やかに選挙管理委員会にその理由とともに辞退の希望を伝えることとする。選挙管理委員会は、その理由がやむをえないと認められるときにはその者の辞退を認め、次点者の繰り上がり当選を認定する。ただし、前条において、同位の者があるために5名を超えて当選者を認定したときには、辞退の結果当選者数が5名より少なくなるまでは次点者の繰り上がり当選を行わない。

第13条（疑義）

選挙管理委員会は、この選挙細則に定めがないこと、あるいは、選挙細則に関して疑義がある場合には、合理的に判断して選挙事務を執り行うこととする。

第2章：年会費

第1条（年会費）

年会費は2000円とする。ただし、博士後期課程に在学中の学生は1000円とし、修士課程に在学中の学生および国外に居住する者についてはこれを免除する。

付則

1. この細則は2007年10月1日より施行する。
2. この細則は2009年4月1日より施行する。